相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市猪戸一丁目五七一番地、最後の住所東京都葛飾区四つ木四丁目二〇番一八号　被相続人　亡　椎野　貞昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十一日

事務所東京都渋谷区桜丘町一七番六号渋谷協栄ビル七階桜丘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　亀井　真紀（登録姓　中村）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字藤井八二八番地一四、最後の住所東京都調布市菊野台三丁目四七番地九ベルヒーロー四番館二〇四

被相続人　亡　西山　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十一日

東京都調布市小島町一―一一―六―三〇二

多摩オアシス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小松　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市乾徳四丁目二〇一番地一、最後の住所福井市乾徳四丁目二番三〇号

被相続人　亡　衣目　元治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十一日

事務所福井市春山一丁目八番二号　宮本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県丹生郡越前町高佐第三五号六六番地、最後の住所福井県丹生郡越前町高佐第三五号六六番地　被相続人　亡　橋本　清基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十一日

福井県福井市順化一丁目二四番二四号

相続財産管理人　弁護士　紅谷　崇文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市甘呂町六二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　辻　智惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十一日

事務所滋賀県彦根市旭町六番二二号田中ビル二階彦根共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　若山　桃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市服部元町一丁目一番地、最後の住所大阪府豊中市服部元町一丁目一番一七号　被相続人　亡　樫原　光代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十一日

大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階

相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市天王寺区生玉町六七番地、最後の住所大阪府吹田市垂水町三丁目二四番一四―一一二号　被相続人　亡　進藤　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十一日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階

相続財産管理人　弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県天理市杣之内町八〇八番地、最後の住所奈良県天理市杣之内町八〇八番地

被相続人　亡　東田　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十一日

奈良市花芝町九番地の二　川崎ビル

相続財産管理人　川崎　祥記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市木部町イ一一八二番地、最後の住所島根県益田市元町一〇番一〇号

被相続人　亡　佐々木幸枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十一日

島根県益田市乙吉町イ三四二番地一　第一ビル二〇九号　羽柴法律事務所

相続財産管理人　弁護士　羽柴　貴宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市玉島八島四一二九番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島八島一八七三番地一

被相続人　亡　三澤　壽樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申出がない時は弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十一日

岡山県倉敷市連島町連島五九一番地カリスⅡ―二〇一　相続財産管理人　三宅　文夫

第44期決算公告

平成28年11月11日

東京都品川区大崎三丁目1番5号ルミネ五反田第2―306号

株式会社グリーン・ウッド企画

代表取締役　長久保樹一郎

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	26,922
	固定資産	183,633
	繰延資産	128
	合計	210,684
負債及び純資産の部	流動負債	17,996
	固定負債	124,106
	株主資本	68,581
	資本金	20,000
	利益剰余金	48,581
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	43,581
	（うち当期純損失）	（6,394）
	合計	210,684

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年十一月十一日

東京都品川区大崎三丁目一番五号ルミネ五反田第2―三〇六号

株式会社グリーン・ウッド企画

代表取締役　長久保樹一郎

第29期決算公告

平成28年11月11日

愛知県清須市阿原星の宮145番地1

株式会社アシスト

代表取締役　寺澤　立夫

貸借対照表の要旨（平成27年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	94,521
	固定資産	118,904
	合計	213,425
負債及び純資産の部	流動負債	12,592
	固定負債	690
	株主資本	200,142
	資本金	50,000
	利益剰余金	150,142
	利益準備金	130
	その他利益剰余金	150,012
	（うち当期純利益）	（19,047）
	合計	213,425